

2 5 監 告 示 第 2 号

地方自治法第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表します。

平成25年2月15日

大町市監査委員	山 下 好 隆
同	荒 澤 靖

課 長	部 長

監査において指摘された事項及びその取組み状況又は結果

部課等 生涯学習課

監査の種別	監査において指摘された事項	指摘事項に対する取組み状況又は結果
財政援助団体等 監査	大町エネルギー博物館 ①退職金支給規程などが整備されていない。公益法人移行に合せて諸規程等全般について整備されたい ②公益法人会計基準に基づいた決算、財務諸表を作成し、理事会等に付議されたい。 ③この法人の今後のあり方について幅広く検討し、方向付けをされたい。 ④担当課では、公益法人化に向けて移行手続きや諸規程の整備についての的確な指導、助言をされたい。	①三月の理事会に向けて、当課が主体になって諸規程の点検、整備を行う。 ②24年度決算、25年度予算から公益法人会計基準に基づく財務帳票を作成し、理事会等に付議する。 ③25年4月を目途に「検討委員会」を立ち上げたい。 ④法人の移行手続きや諸規程の整備について、指導的な立場で一体的に検討していく。

* 監査の種別には、財政援助団体等監査又は定期監査を記載すること

* 用紙が不足する場合は、コピーして使用すること

課 長	部 長

監査において指摘された事項及びその取組み状況又は結果

部課等 建設課 農地整備係

監査の種別	監査において指摘された事項	指摘事項に対する取組み状況又は結果
財政援助団体等 監査	<p>[高瀬川上流水利運営委員会に関する事項] 平成 23 年度決算における収支差額（繰越金）は、10,256 千円で支出総額 12,508 千円の 80%を超える多額である。継続して余剰となった累積と思慮されるが、公金（分担金の 35%が市費）を受けている団体にあつては翌年度の運転資金として必要な範囲の繰越であれば問題ないが、多額な場合その妥当性について明確な根拠を示す必要がある。 多額となった繰越金の使途、分担金のあり方など団体の今後の事業運営の方向を含め検討されたい。</p> <p>[所管課に関する事項] 毎年度事務的に同額の分担金を支出しているが、支出先の事業報告書及び収支決算書等から団体の活動内容と収支状況をきちんと把握し、支出総額に対する繰越金の割合、分担金の算出根拠や基準等をきちんと検証し、市負担の妥当性を毎年度確認したうえで支出するようにされたい。</p>	<p>[大町市土地改良区（事務局）回答] 平成 23 年度決算における収支差額 10,256 千円のうち、4,129 千円は市の補助を受けない全額昭和電工負担の特別会計であり、その差額 6,127 千円が市から援助を受けている繰越金である。 今後は、建設以来 60 年近く経過している青木湖導水路より分水する施設に関し、老朽化の判定、改修時の費用対効果等を診断するための経費として、3,000 千円を、翌年度の運転資金として 2,000 千円を残し、残額約 1,000 千円については、平成 25 年度分担金額を減じる方向で会議に諮りたい。</p> <p>当運営員会において、市の立場を明確にするとともに、事業内容及び支出状況についての的確に精査するように努める。 また、補助金が有効利用されるよう委員会に対し、施設の長寿命化や維持管理に活用する等の提言をしたい。</p>

* 監査の種別には、財政援助団体等監査又は定期監査を記載すること

* 用紙が不足する場合は、コピーして使用すること

課 長	部 長

監査において指摘された事項及びその取組み状況又は結果

部課等 総務部企画財政課

監査の種別	監査において指摘された事項	指摘事項に対する取組み状況又は結果
財政援助団体等 監査	<p>1 土地開発公社に関する事項</p> <p>(1) 公社が「公有用地」として保有している土地はいずれも長期の保有となっており、その後においても引取等について行政側と協議が行われていない状況から「公有用地」ではなく「特定土地」に近いものと思料される。「特定土地」と位置付けるか否かを含め、行政側と協議し、これらの土地について方向付けされたい。</p> <p>平成元年取得 国営公園代替地 1,350㎡ 4,000千円 平成5年取得 国営公園代替地 1,926㎡ 9,989千円 平成10年取得 史跡公園用地 4,189㎡ 11,586千円</p> <p>(2) 平成12年4月に「公有地の拡大の推進に関する法律の施行について(土地開発公社関係)の改正」がなされ、地方公共団体から公共用地の先行取得を依頼された場合には、買取予定時期、買取予定価格及び用途を明示した「用地取得依頼契約書」を書面で締結して行うこととされているので、契約要件を満たすものに改められたい。</p> <p>(3) 「完成土地等」は、土地開発公社経理基準要綱により時価(正味実現価格)評価することとされており、時価が取得価格に比べて概ね50%以上 下落している場合を</p>	<p>1－(1) 11月に開催した理事会において、担当課である教育委員会・建設課へ活用方法の検討を依頼したところである。再度、文書にて担当課へ確認し、回答によっては「特定土地」と位置付けることとしたい。</p> <p>1－(2) 昨年11月、大町病院から依頼を受けた件から、契約要件を満たすものに改めた。</p> <p>1－(3) ① 市の課税台帳により、平成24年度評価額についての確認を行ったところ、ほとんどの土地で取得価格(簿価)と比べ大幅な価格差が見受けられた。これまで、完成土地等について、時価評価を実施していなかったことから早急を実施する。 ② 全ての土地において下落率50%を超えていると思われるため、土地開発公社経理基準要綱により、強制評価減とし「土地評価損」として表示する。 ③ 不動産の時価評価方法には、不動産鑑定士による</p>

	<p>評価実施の判断基準とするとされている。平成 21 年に売却した十日町住宅地は、下落率が 48%となっている。その後 2 年余が経過しているが地価は下落し続けているため残地の 23 年度決算時点での時価は 50%を超えて下落しているものと推測されるので、個別物件ごとに評価の妥当性について検証し、「土地開発公社経理基準要綱」にのっとった決算処理をされたい。</p> <p>(4) 定款等、諸規程に見直しが必要なところが認められたので整備されたい。</p> <p>2 所管課に関する事項</p> <p>(1) 土地開発公社における公有地の長期保有の問題は公社だけの問題ではなく、公社の事業運営に関与してきた関係各課の問題でもある。依頼する側としても公社の事業目的を再確認するとともに、的確な事業計画に基づき計画の着実な実践に努められたい。</p> <p>(2) 平成 12 年 4 月に「公有地の拡大の推進に関する法律の施行について(土地開発公社関係)」の改正により土地開発公社に用地取得を依頼する場合は、前述の「用地取得依頼契約書」を書面で締結することとされ、この締結に当たっては地方自治法第 214 条の規定により予算において債務負担行為として議会の承認を経しておくこととされているので留意されたい。</p>	<p>もののほか、公示価格、都道府県基準価格や固定資産税評価額を基にした倍率方式による相続税評価額等からも算定が出来ることから、理事会においてどのような方法で時価評価を行うかを検討し、適正な価格（簿価）としたい。</p> <p>1 - (4) 定款の一部改正案を 3 月定例会に上程する。</p> <p>2 - (1) 先行取得を依頼する市の関係課に対し、土地開発公社の目的を再確認するよう依頼するとともに、公共用地の先行取得を依頼された場合には、「用地取得依頼契約書」に基づき、適正な事務を執行する。</p> <p>2 - (2) 昨年 1 1 月、大町病院から依頼を受けた件から、債務負担行為を設定することに改めた。</p>
--	---	--

* 監査の種別には、財政援助団体等監査又は定期監査を記載すること

* 用紙が不足する場合は、コピーして使用すること